広	島	県	収	受	
第				号	
	-5	2.	17		
10.132	₹	j.			日
	ļ-	保	存年限		

事 務 連 絡 令和5年2月17日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集(Q&A)について の一部改正について

医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答については、「医療用 医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成 31年1月17日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡)によ り示してきたところですが、今般、「医療情報データベースを利用した調査結果 を電子化された添付文書に記載する場合の留意事項について」(令和5年2月17 日付け薬生安発0217第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知) が発出されたことを受け、下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内関 係事業者に対して周知方御配慮願います。なお、改正後の質疑応答集(Q&A) は別添のとおりです。



1. 別添の No. 66 を No. 68 とし、No. 64 から No. 66 までを 2 つずつ繰り下げ、No. 63 の次に次の 2 つを加える。

No.	項目名等	Q	A
64	17.2 製	適切に計画され実施された、	例えば、以下のように簡
	造販売後	医療情報データベースを利用	潔に記載し、詳細は論文と
	調査等	した調査の結果について、どの	して公表するか、使用者が
		ような記載が考えられるか。	容易に閲覧できるよう公表
			の上、引用することが考え
			られる。
			・ 小児において検討さ
			れた安全性の項目は限定
			的であり、小児への使用
			には留意が必要であるも
			のの、製造販売後に実施
			されたデータベースに基
			づく調査において、小児
			の使用例○例の AST、ALT
			等を指標とした肝機能障
			害の成人に対する小児の
			発現率比は 1.2 (95%信頼
			区間 0.88~1.70) であ
			り、小児と成人で明らか
			な差異は認められなかっ
			た。
			・ 製造販売後に実施さ
			れたデータベースに基づ
			く調査において、小児の
			使用例○例の AST、ALT 等

_	I		
			を指標とした肝機能障害
			の成人に対する小児の発
			現率比は 1.2 (95%信頼区
			間 0.88~1.70)であり、
			小児と成人で明らかな差
			異は認められなかった。
			AST、ALT 等を指標とし
			た肝機能障害(注:検討
			した項目を記載)以外の
			小児における安全性につ
			いては検討されていな
			V '0
65	17.2 製	適切に計画され実施された、	適正使用に資する情報を
	造販売後	医療情報データベースを利用	記載する場合などにおいて
	調査等	した調査の結果を記載した場	は、必ずしも他の項目に注
		合、「9. 特定の背景を有する患	意事項を記載する必要はな
		者に関する注意」や「15. その	V,
		他の注意」などに必ず注意事項	
		を記載しなければならないか。	